

【医療保険】社会福祉法人豊陽会支部大阪府済生会千里病院訪問看護ステーション
訪問看護利用料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 後期高齢者医療費保険者証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の 1 割か 2 割	後期高齢医療費保険者証に記載
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の 3 割	

2. その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

3. 訪問看護療養費の加算等について（令和 6 年 6 月改定）

⬇（×印は現在実施しておりません）

	サービス内容	加算金額	備考
【基本料金】	訪問看護基本療養費Ⅰ 週 3 日まで 4 日以降	5,550 円/日 6,550 円/日	・ 看護師の訪問 ・ 理学療法士の訪問(週 3 日まで)
	訪問看護基本療養費Ⅱ 週 3 日まで 4 日以降	2,780 円/日 3,280 円/日	・ 看護師、理学療法士の訪問 ・ 同一建物居住者で同一日 3 人以上の訪問
	訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	8,500 円/回	訪問看護管理療養費はなし
	訪問看護管理療養費 1 月の初日 2 日目以降	7,670 円 3,000 円/日	
【加算料金】	難病等複数回訪問看護加算 1 日 2 回目 1 日 3 回目	4,500 円 8,000 円	
	乳幼児加算： 6 歳未満までの幼児	①1,300 円/日 ②1,800 円/日	①は②に該当されない方。 ②(1)超重症児または準超重症児 (2)厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある方。
	複数名訪問看護加算 週 1 回 看護師又は理学療法士と訪問	4,500 円	看護師又は理学療法士が、一人での看護が困難である場合（利用者、家族の同意を得た場合）
	看護師又は理学療法士又は 看護補助者と訪問 週 3 回	3,000 円	①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方
	看護師又は理学療法士又は 看護補助者と訪問 1 回/日 2 回/日 3 回以上/日	3,000 円 6,000 円 10,000 円	②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
	24 時間対応体制加算	6,800 円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化等により、電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
	緊急訪問看護加算	2,650 円/回 月 14 日目まで 2,000 円/回 月 15 日目以降	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合。
	長時間訪問看護加算（1 時間 30 分を超える訪問看護）	5,200 円	別に厚生労働大臣が定める者は 3 回/週まで。

	夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間とは 18 時～22 時 早朝とは 6 時～8 時
	深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜とは 22 時～6 時
	退院時共同指導加算 (1 回 がん末期等は 2 回まで)	8,000 円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
	さらに特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	2,000 円	
	退院支援指導加算	6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
	退院支援指導加算(90 分以上)	8,400 円	退院日の訪問が 90 分を超えた場合又は、退院日の訪問の合計時間が 90 分以上となった場合
	在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	3,000 円	医療関係職種間の連携による指導等
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	2,000 円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス
	特別管理加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	5,000 円/月 2,500 円/月	Ⅰ. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態
	訪問看護ターミナルケア療養費 1 (介護保険との通算可能)	25,000 円	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
	悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,850 円	管理療養費はなし
	訪問看護情報提供療養費 1 訪問看護情報提供療養費 2 訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円	1 市等への情報提供 2 小、中学校等への情報提供 3 保険医療機関等に入院、又は入所する際に情報提供を行った場合
	看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	訪問看護師が介護職員等に喀痰吸引等の実施状況の助言、確認を行った場合
	訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月	マイナンバーを用いたオンライン資格確認、オンライン請求を行う体制を整えている場合
	ベースアップ評価料(Ⅰ)	780 円/月	医療従事者の賃金の改善を実施している場合

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方、介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として（但し、ア.気管カニューレを使用している状態 イ.真皮を越える褥瘡の状態